

(介護予防)通所リハビリテーション

(介護予防)訪問リハビリテーション

令和5年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和5年8月

通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション

・指定基準については省略

・新型コロナウイルス感染症における臨時的な取り扱い
について

(継続)

第 3 報-問 4

介護予防通所リハビリテーション事業所が月途中で休業し、その後介護予防通所リハビリテーションのサービス提供が中断された場合の算定はどうするか。

(答)

介護予防通所リハビリテーションの月額報酬を日割りで、計算して算定する。

第 11 報-問 6

新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止の観点から通所リハビリテーション事業所が休業した場合、退院・退所日又は認定日から 3 月以内という要件に該当しない場合であっても、再開時点から、短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定することは可能か。

(答)

可能である。この場合、サービス再開日を起算日とし、3 月以内の算定が可能である。ただし、事業所の休業後に通所リハビリテーション事業所(休業に伴う通所リハビリテーション事業所からの訪問サービスまたは別事業所・公民館等での通所リハビリテーションを含む)又は訪問リハビリテーション事業所による他サービスが実施されていない利用者に限る。

上記について、利用者や従事者(同居する家族を含む)に新型コロナ感染者(又はその疑いがある者)が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

(廃止)

第 7 報-問 2

通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーションが、都道

府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合、利用者等の意向を確認した上で行う、その期間の初回に行う電話等による居宅の療養環境等の確認について、介護報酬の算定は可能か。

(答)

5 類以降後は算定不可。

第 7 報-問 3

上記、問 2 の取扱いについて、通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーションが、都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で初回に行う電話による居宅の療養環境確認について、介護報酬の算定が可能か。

(答)

5 類以降後は算定不可。

報酬

1 . < 訪問リハビリテーション >

事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)

○基準

1) 指定訪問リハビリテーション事業所の利用者が、当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。

2) 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の終了等をしていること。

3) 当該情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成すること。

上記に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、

1 回につき 50 単位を所定単位数から減算する。

2)については、令和 6 年 3 月 31 日までは、適用猶予措置期間であるが、令和 6 年 4 月 1 日以降については、研修の終了が要件となることに留意すること。また、訪問リハビリテーション計画は、原則、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、当該医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同して作成するものであることにも併せて留意すること。

2 . <通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション> 移行支援加算

指定通所（訪問）リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの期間（厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年 12 月までの期間））の末日が属する年度の次の年度内に限り、所定単位数を加算する。

通所リハビリテーション

1 日につき 12 単位

訪問リハビリテーション

1 日につき 17 単位

算定には、毎年度の届出が必要。提出漏れがないようご注意ください。

3 . <介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション> 長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化

利用者に対して、指定介護予防通所（訪問）リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて指定介護予防通所（訪問）リハビリテーションを行う場合は、次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

通所リハビリテーション

1 月につき 要支援 1 20 単位

要支援 2 40 単位

訪問リハビリテーション

1 回につき 5 単位

入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。